

## 大阪府立槻の木高等学校後援会規約

- 第1条（名称） 本会は大阪府立槻の木高等学校後援会と称する。
- 第2条（目的） 本会は国際理解教育の推進、部活動の振興発展及び円滑な学校運営を図るための財政援助を行うことを目的とする。
- 第3条（組織） 本会は、本校生徒の保護者、同OB、教職員、同OBで本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。
- 第4条（役員） 本会に入会した者の中から次の役員を置く。  
会長1名、理事7名（内1名は会計担当）、会計監査2名。  
(イ) 会長は原則として旧PTA役員から選出する。  
(ロ) 理事は保護者代表（含むOB）3名、教頭及び教職員代表2名及び事務長（会計担当）とする。
- 第5条（任務） 役員の仕事は次のとおりとする。  
(イ) 会長は会務を統括し、本会を代表する。  
(ロ) 理事は会長を補佐し、本会の運営にあたる。  
(ハ) 会計監査は、本会の会計状況を監査する。
- 第6条（任期） 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。
- 第7条（財政） 本会の活動に関する経費は、第3条に規定する個人からの寄付金及びPTAなどの諸団体の寄付金をもってあてる。  
徴収時期については、入学式当日、卒業式当日、体育大会・文化祭当日及び随時とする。寄付金は、国際交流基金は一口3,000円、その他は一口1,000円とする。
- 第8条（事業） 事業は次のとおりとする。  
(イ) 国際交流基金として積み立て、槻の木高校における国際理解教育に関する事業の補助を行う。  
(ロ) 部活動の振興を図るための事業の補助を行う。補助内容及び率については別に定める。  
(ハ) 円滑な学校運営を図るための財政援助を行う。  
(ニ) その他、会長が必要と認めた事業は他の役員の見解を聞いて補助を行うことができる。
- 第9条（規約改正） 本会の規約の改正は、役員が提案し、槻の木高校のPTA及び学校関係者の承認を得て行う。
- （付則） この規約は平成18年2月1日より施行する。